

関係各位

平成30年10月17日付けで一般競争入札の公告を行っている「奈良県無形民俗文化財等映像デジタル化業務委託」に関し、ご質問がありましたので以下のとおり回答します。

平成30年10月26日
奈良県教育委員会事務局
文化財保存課

質問) 仕様書3-③に記載されている、(A)(B)(C)それぞれのデータ作成における手順については、まず(A)のデジタルデータを作成した後、そのデータを使用して(B)及び(C)のデータを作成するという手順でよいか。

回答) (A)のデジタルデータを作成した後、そのデータを使用して(B)及び(C)のデータを作成するという手順が良いです。

質問) 仕様書3-④「デジタル化においては、次世代に残す貴重なデータのため、ノイズ除去、画像補正など可能な限り高品質化の処理を行うこと」とあるが、これは「クリーニング程度」との解釈でよいか。

回答) 基本的には、クリーニングを行い、必要があればノイズ除去、画像補正などを実施してください。

質問) 仕様書 5. 著作権等「受託者は、成果物に係る著作権等を成果物の引渡し時に奈良県に無償で譲渡すること」とあるが、該当する著作権とは、仕様書3-⑧に記載されている約3～6分程度のダイジェスト版に係る権利のみと考えてよいか。

回答) 仕様書に記載のとおり、全ての成果物に該当します。